

令和7年度 民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業 共同調達に伴う入札実施要領

1 入札事項

入札件名：民生・児童委員活動のためのデジタル機器等借り上げ

2 事業の目的

民生・児童委員及び各区市町村の事務局職員が民生・児童委員活動や活動に伴う連絡調整のために使用するデジタル機器を東京都内区市町村が円滑に導入するため、複数の東京都内区市町村の参画による共同調達を実施する。東京都においては、その取りまとめを行う。

3 入札方式

本案件は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を選定事業者とする方式(最低価格落札方式)の入札案件である。なお、入札金額は、賃貸借期間の賃貸借料月額とし、賃貸借料金には納品等に係る全ての費用を含むものとする。

4 落札者の決定方法

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の範囲内で最低の事業者を落札者とする。入札価格が予定価格の範囲を超えている事業者は、落札者とししない。

(2) 入札価格が最も低い者が2者以上あるときは、入札書に記載のくじ番号に基づき、くじにより落札者を定めるものとする。なお、入札書にくじ番号の記載がない場合又は記載内容が不明な場合等は、入札書記載金額の上 3 桁をくじ番号とする。

くじ引きの方法は、次のとおりとする。

ア 同額の入札者のくじ番号の数値を合計する。

イ 合計した数値を同額の入札者の数で除算する。

ウ 同額の入札者に判定番号(注)を付与する。

エ 除算した余りの数値と同じ数値の判定番号を付与された入札者を落札者とする。

(注)判定番号:同額の入札者の判定番号は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の通知番号の若い順に付与する。

5 契約の形態及び内容

選定行為は本要領に基づき令和7年度民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業共同調達協議会事務局(以下「事務局」という)が行い、その結果に基づき、発注者となる各自治体が落札事業者と個別に一連の契約手続を実施する。

契約内容は、別紙「仕様書」のとおり。

6 入札実施方法等について

(1) 公表方法

東京都福祉局ホームページに公表する。

(URL)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/about/soshiki/seifuku/chifuku/oshirase/kyoudoutyoutatu>

(2) 入札参加方法

参加希望者は、期日までに必要な提出物を、事務局へ提出すること。

(3) 入札参加要件

入札参加者は、入札参加資格確認結果通知書の送付日時点で以下の要件をすべて満たしていることを条件とする。

ア 東京都の入札参加資格を有し、以下の営業種目・受付等級で保有していること。

営業種目:131 賃借業務 受付等級:A 又はB

イ 東京都から指名停止を受け、指名停止期間中でないこと。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員をいう。)が経営する企業その他これに準ずる者ではないこと(グループの場合は該当する企業が含まれていないこと)。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等(以下「経営不振の状態」という。)に該当しない者であること。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

7 入札の取りやめ・無効について

(1) 入札の取りやめ等

入札参加者が不適切な行動を行った場合及びその疑いが生じた等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる時又はそのおそれがある時は、事務局は当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 本入札実施要領に示した入札参加者としての要件を欠く者が行った入札

イ 同一事項の入札について2通以上の入札書等を提出した者の行った入札

ウ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正して行った入札

エ 具体的な価格を表示していない入札

オ 明らかに談合によると認められる入札

- カ 他の入札者の入札参加を妨害する行為、又は入札事務担当者の職務執行を妨害する行為を行った者の入札
- キ その他入札実施要領等において示した入札条件に違反した入札

8 提出物

(1) 入札資格審査申請時提出書類

社名を必ず表示すること。

ア 「入札参加表明書」

イ 会社案内

ウ 上記 6(3)ア及びイに定める資格証明書(写)(1 頁) 1 部

エ 「機密保持誓約書」

(2) 入札書類

以下の書類を封筒に封入・封滅し、提出すること。

ア 様式 1 で定める書式を用いた入札書(押印のあるもの)

イ 様式 1-1 で定める書式を用いた内訳書

ウ 指定された様式を用いた機能等確認表

エ 機能等確認表に記載する要件を満たしていることを証する書類
(該当箇所にマーカーを引くこと)

(3) 提出時の注意事項

項番 8(1)に示す各提出物は、PDF 形式の電子ファイルとすること。

9 入札参加資料の提出

(1) 対象書類

項番 8(1)のとおり。

(2) 受付期間

令和7年8月4日(月曜日)から8月8日(金曜日)17 時まで

(3) 受付方法

入札参加資料は、以下のフォームより提出すること。

フォーム URL : <https://logoform.jp/f/0VFcJ>

10 仕様書の入手方法

仕様書については、東京都福祉局のホームページよりダウンロードすること。その他項番 8(2)に記載の入札書類については、項番 8(1)入札参加資料を事務局が受領後、入札参加資格確認結果通知書とともに事務局からメールにて送付する。なお、入札参加資格確認結果通知書の送付は、令和7年8月13日(水曜日)を予定している。

11 質問の受付

(1) 入札資格審査申請締切前

ア 受付期間

令和7年8月4日(月曜日)から8月8日(金曜日)17時まで

イ 受付内容

- ・ 共同調達の実施に関する内容
- ・ 入札実施要領に関する内容
- ・ 入札資格審査申請時提出書類に関する内容

ウ 受付方法

以下の質問フォームより質問する。

フォームURL : <https://logoform.jp/f/xO9qc>

エ 質問に対する回答

質問の受付を締切後、質問のあった事業者のメールアドレス宛に個別に事務局より回答する。

(2) 入札資格審査申請締切後

ア 受付期間

令和7年8月14日(木曜日)10時から8月19日(火曜日)17時まで

イ 受付内容

- ・ 入札時提出書類に関する内容
- ・ 仕様書に関する内容

ウ 受付方法

入札参加資格確認結果通知書により参加資格有と通知したすべての事業者のメールアドレス宛に質問フォームの URL を送付する。そのフォームにより質問する。

エ 質問に対する回答

質問の受付を締切後、入札参加資格確認結果通知書により参加資格有と通知したすべての事業者のメールアドレス宛に事務局より回答する。

(3) 受付方法

入札参加資格確認結果通知書により参加資格有と通知したすべての事業者のメールアドレス宛に質問フォームの URL を送付する。

12 入札

(1) 入札の方法

ア 入札者は項番 8(2)で定める書類を封筒に封入し、入札日当日に事務局へ直接提出する。

なお、本人確認を実施するため、公的機関が発行する本人確認書類又は社員証(委任する場合、受任者のもの)を持参すること。

イ 受任者が来場する場合には、アに加えて様式2で定める書式を用いた委任状を事務局へ提出すること。

ウ 各入札参加者の入札が全て予定価格を下回らない場合は、再度入札を行う。

再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者のうち、無効とされなかった者及び辞退しなかった者に限る。なお、再度入札は原則 2 回を限度として打ち切る。

再度入札を行う場合は、初回の開札後、速やかに通知する。

(2) 入札

令和 7 年 8 月 26日(火曜日) 10 時

(3) 入札場所

東京都庁庁舎内を予定

(所在地) 〒160-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

※ 正式な会場については、入札参加資格確認結果通知書により参加資格有と通知した、すべての事業者に案内する。

(4) 入札結果の公表

開札後、東京都福祉局ホームページに後日掲載する。

URL:

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/about/soshiki/seifuku/chifuku/oshirase/kyoudoutyoutatu>

13 入札の辞退

入札参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、期限までに指定の様式の入札辞退届を以下のフォームより提出すること。なお、入札当日に辞退届を提出する場合は、入札会場にて紙資料で提出すること。

フォームでの受付期限：令和 7 年 8 月 25 日(月曜日)15 時まで

フォーム URL： <https://logoform.jp/f/RSzQr>

紙資料での受付期限：事務局にて入開札の宣言がされるまで

14 開札

(1)開札は入札の終了後、直ちに入札者の立会いのもと行う。

(2)開札した入札書は入札者の前で金額順に読み上げる。

15 その他

(1) 入札の参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出された資料は返却しない。また、必要に応じて補足資料の提出を求める場合がある。

(3) 疑義が生じた場合は、事務局と協議すること。

(4) その他、不測の事態が生じた場合は事務局の指示に従うこと。